

外国籍児童・生徒等就学等支援団体等援助事業助成金交付規程

令和4年3月8日 制定

(趣旨)

第1 この交付規程は、国籍に関わらず外国籍及び外国由来の児童・生徒等が小中学校への就学、高等学校への進学、その他就学・進学に関連する効果的な取組を行うボランティア（グループまたは個人）、NPO団体等（以下「団体等」という。）に対し、助成金を交付し支援することについて必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類、経費、交付額)

第2 第1に規程する助成金の種類、経費（対象経費は別表）及び交付額は次のとおりとする。

種類	経費	交付額
外国籍児童・生徒等就学等支援団体等援助事業	実施団体等が事業を行うに要した経費	実際にかかった経費のうち、 <u>5万円を限度とする</u>

2 前項の事業については、効果的な事業運営を進めるため、日本語学習コーディネート事業における学習支援コーディネーターの助言を受けることができるものとする。

(申請手続き等)

第3 当該年度の活動に対する助成金の交付を申請しようとする団体等は、次項に示す所定の期日までに外国籍児童・生徒等就学等支援団体等援助事業助成金申請書（様式第1号）及び添付書類を公益財団法人長野県国際化協会理事長（以下、理事長という。）あてに提出するものとする。

2 申請の受付は年4回とし、期限は4月、7月、10月及び1月の末日（末日が土、日及び祝祭日の場合はその前日）とする。

(交付の決定)

第4 サンタ・プロジェクト企画審査委員会は、申請内容を検討のうえ交付の適否を決定し、その結果を団体等に通知するものとする。

2 交付の適否を決定するにあたって、団体等が国、県、市町村及び関係団体等から補助金その他の助成を受けている場合は交付しないものとする。

(事業の変更等)

第5 事業の内容を変更しようとするときは、団体等は速やかに事業変更承認申請書（様式第2号）及びその添付書類を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業を中止しようとするときは、団体等は速やかに事業中止承認申請書（様式第3号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 事業が予定の期限までに完了しないときは、団体等は速やかに、事業完了期限延長申請書（様式第4号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第6 事業が完了したときは、団体等は、別途通知によって指定する所定の期日までに事業実績報告書(様式第5号)、事業助成金請求書(様式第6号)及びその添付書類を理事長あて提出するものとする。

(交付金の支払い)

第7 実績報告により事業の完了を認めた時は、理事長は団体等に交付金の支払いを行う。

(補則)

第8 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、理事長が定める。

令和4年3月8日

(別 表)

○ 外国籍児童・生徒等就学等支援団体等援助事業

助 成 対 象 経 費
使用料(会場使用料、会場の冷・暖房料等)
賃借料(パソコン、プロジェクター等のレンタル料等)
保険料(行事保険料)
通信運搬費(児童・生徒への連絡等のための郵便代、電話代等)
印刷製本費(児童・生徒への連絡等通知、資料印刷代等)
消耗品費(会場で共有して使用する消耗品等)
通訳・翻訳料
その他必要な経費